



警報発令・大地震発生時等の措置について

名古屋市立高田小学校長

愛知県全域・名古屋市に暴風警報や特別警報、南海トラフ地震に関する情報等が発令された場合、下記のような措置と対策をとりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

I 暴風警報・暴風雪警報ならびに、避難勧告・避難指示及び特別警報が発令された場合 (地域：「名古屋市、尾張東部、愛知県西部、愛知県」)

登校前に発令された場合

警報、避難勧告・指示	授業の扱い
① 午前6時までに解除された場合	平常通りの授業を実施する
② 午前6時までに解除されていない場合	午前中の授業を中止する
③ 午前6時から午前11時までに解除された場合	午後の授業を実施する (13:10に分団集合地に集まり、分団で登校)
④ 午前11時を過ぎても解除されない場合	当日の授業は中止する

※ 強い台風が名古屋市を通過する確率が非常に高いと前日に判断できる場合は、前日に教育委員会が休校措置を決定する。

在校中に発令された場合

- 発令時には、原則学校に待機させます。その後、状況に応じて保護者の方による引き取りをお願いする場合があります。

II 他の警報(大雨・洪水・高潮・大雪警報)が発令された場合

- 原則として平常授業とする。通学路の安全を確認してから登校させる。
- 授業を見合わせる場合は、学校から連絡をする。
- 下校時に激しい雨・雪が降る場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる。

III 大きな地震の発生や南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合

(避難場所：小学校・中学校など)

登校前・下校後

- 震度5強以上の地震の発生については、学校から連絡があるまで、臨時休業とする。
- 震度5弱の地震の発生や南海トラフ地震に関する情報が出された場合は、学校から連絡があるまで、自宅待機とする。

在校中

- 直ちに教育活動をやめ、児童を学校に待機させる。迎えが必要な場合は、学校から連絡をする。

登校中・下校中

- そのまま登校・下校させた後、上述の措置をとる。

<保護者の方へのお願い>

- 1 トワイライトルームも同じ措置を取りますので、実施の有無についてはご理解ください。
- 2 休業中の警報発令時等の措置は、上記I～IIIと同様です。
- 3 上記I～IIIの状況下での学校への問い合わせは、ご遠慮ください。
- 4 学校からの連絡は、原則「なごやっこあんしんメール」(きずなネット)を通じて行います。
- 5 学区内の危険な場所等の情報がありましたら、学校への提供をお願いします。
- 6 この文書は常時掲示してください。なくなった場合は担任へお知らせください。